編集

令 和 四 年

)

式の標準は、

進学準備給付金申請書(第三十九号様式)とする

(進学準備給付金決定調書)

法第五十五条の五第一項の規定により進学準備給付金を支給するときの決定調

(第四十号様式)とする。

八

日

木 曜 第二十二条

日

三月三十一

書は、進学準備給付金決定調書

(進学準備給付金決定通知書)

第二十三条

次

則

目

国定公園内における行為の許可等に関する規則の一部改正………………………………………………………………… 生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………………………………………………………

規 則

大分県契約事務規則の一部改正………………

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝

貞

大分県規則第二十五号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成十二年大分県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

七十八条第一項に基づく徴収金の場合)(第四十三号様式)」に改め、同条を同条第二項と 第二十一条中「及び第二項」を「又は第二項」に、「(第三十九号様式)」を「(同法第

し、同条に第一項として次の一項を加える。

七十七条の二第一項に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出様式の標準は、 七十八条の二の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書 法第七十八条の二第一項又は第二項の規定により保護金品又は就労自立給付金から法第 (同法第七十七 生活保護法第

第二十一条を第二十四条とし、第二十条の次に次の三条を加える 条の二第一項に基づく徴収金の場合) (第四十二号様式)とする。

(進学準備給付金申請書)

第二十一条 施行規則第十八条の九第一項の規定による進学準備給付金の支給の申請書の様

> 第三十七号様式中 算定対象期間 収入充当額 算定率

積立額

を

準備給付金支給(不支給)決定通知書(第四十一号様式)により通知しなければならな

法第五十五条の五第一項の規定により進学準備給付金を支給するときは、

進学

算定対象期間 収入充当額 最低給付額 算定率 積立額 に改める。

第三十九号様式中「第39号様式(第21条関係)」を「第43号様式(第24条関係)」

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を

を

徴収金の納入に充てる旨の申出書

徴収金の納入に充てる旨の申出書

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を

(同法第78条第1項に基づく徴収金の場合)

|とし、第三十八号様式の次に次の四様式を加える。

に改め、 同様式を第四十三号様式

第39号様式 (第21条関係)	(3) その他支給決定に当たり必要な書類
年 月 日	
進学準備給付金申請書	賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれ
	らの書類を提出してください。
保健所地域福祉室長一殿	
申 請 者 住所又は居所	6 進学準備給付金振込先(大学等に進学する者の口座に限ります。)
(大学等に進学する者)	金融機関名銀行·信用金庫·信用組合
	(該当する金融機関の種類に○をしてください。)
	支 店 名 支店 (ゆうちょ銀行除く)
進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。	
	記 号
판	
	預金種類 🗆 普通預金 🗀 当座預金
1 世帯主の氏名	(該当する□にチェックを入れてください。)
2 大学等に進学する者の生年月日 年 月 日	口 座 番 号 [] (右につめてご記載ください。)
3 12 W. II.	
	※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付して
	ください。
4 進学後の居住先(該当する□にチェックを入れてください。)	
□ 大学等進学前の住宅と同じ	
□ 転居により大学等進学前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記載してください。)	
居住 (予定) 地	
5 関係書類	
(1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか	
・入学金を納付したことを証明する書類の写し	
・入学金延納(進学後に納付すること)を申請した書類の写し	
・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手は、デーン、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 油沙に外で骨圧とは今に、増大に下仕上と仕口の伸発は対対は後のに、(3) 油沙に外で骨圧とは今に、対して、大口には、対して、大口には、大口には、大口には、大口には、大口には、大口には、大口には、	
1	

第40号様式(第22条関係)			第41号様式 (第23条関係)
進之	進学準備給付金決定調書		I
ケース番号 対象者氏名	名	世帯主氏名	年 月 日
			殿
決 室 長	施	起案年月日	
日 年月日裁	行 年月日	担当員	不再已必必 <u>再</u> 用出来 国
	進学準備給付金決定伺		進学準備給付金支給(不支給)決定通知書
調書のとおり決定し、決裁の上は進学準備給付金決定通知書により通知してよいか伺います。	進学準備給付金決定通知書によ	り通知してよいか伺います。	
進学	準備給付金決定	棉	年 月 日付で申請された生活保護法による進学準備給付金を、下記のとお
支給額			り決定しましたので通知します。
(편
			○ 支給の可否
(進学後の居住先)			
			□ 不支給
			○ 進学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日及び支給方法支給額円支給日年月日
K	文 絡 の 理 由		支給方法
進学準備給付金	進学準備給付金を支給する場合、支給日及び支給方法	支給方法	〇 不支給の場合、その理由
			(備考)
			(1) この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

(2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、知事に対 も、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。 **し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であって**

日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過し いでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律 月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することが の決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇 から起算して6箇月以内に、大分県を被告として(訴訟において県を代表する者は大分県知事となります。)こ あるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、 ても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要が 第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌 できなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経な 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日 を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

(4) 進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されていま

第42号様式 (第24条関係)

徴収金の納入に充てる旨の申出書 生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を (同法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合)

日付費用徴収決定通知による法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てること 及び就労自立給付金をいう。以下同じ。)より、毎月 私は、 月分からの保護金品等(保護費(金銭給付されたものに限る。) 円を

を申し出ます。 なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金

併 Д Ш

氏名 住所

保健所地域福祉室長 礟

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

当分の間、所要の補正をして使用することができる。 2 改正前の生活保護法施行細則第三十七号様式及び第三十九号様式の規定による用紙は、

国定公園内における行為の許可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

大分県知事 広 瀬

勝

貞

令和四年三月三十一日

大分県規則第二十六号

国定公園内における行為の許可等に関する規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 国定公園内における行為の許可等に関する規則(平成十二年大分県規則第六十号)の一部

し、同様式中注4を注3とし、同様式の注5中「海ヴょへ」を「海等」に改め、同注に次の線)」を加え、「海片海」を「海片神どやの海温方浜」に改め、同注を同様式の注2と菜」の次に「(韓本、分巻、国灣線)」を、「霽海海辺」の次に「(国灣、宮井路片神第一号様式(その一)中「⊜」及び注1を削り、注2を注1とし、同様式の注3中「決

のように改める。 「(カラー労運)」を「強運」に、「図画」を「豪寧図」に改め、同様式の添付図面5を次「付図面4中「以上」を「強運」に、「図画」を「豪寧図」に改め、同様式の添付図面5を次に、「(カラー労運)」を加え、同様式の添付図面3中「以上」を「強運」に改め、「因際の次に、「のよりに改め、同様式の添付図面1中「以上」を「強第一号様式(その一)の注5を同様式の注4とし、同様式の添付図面1中「以上」を「強

- 5 その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- ※ 行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められるときは、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮

尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

式の注4中「翠画楽」を「翠画(画識、宮上殿上画楽)、海上画にやの倉旛方浜楽」に改第一号様式(その二)中「⊜」及び注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、同様

「旃茅」に改め、同注に次のように加える。)、同注を同様式の注6中「旃めょへ」を)、同注を同様式の注3とし、同様式中注5を注4とし、同様式の注6中「旃めょへ」を

- (4) 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。
- ☆亜淵→か」を「次≒端げか」に改め、同注に次のように加える。(第一号様式(その二)の注6を同様式の注5とし、同様式の注7中「丼牃滸牃以外の田野
- (1) 学術研究その他公益上必要な場合
- (2) 地域住民の日常生活の維持のために必要な場合
- (3) 病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われる場合
- 測量のために行われる場合
- (5) 第3種特別地域において行われるものであって教丼施業以外の目的で申請する場合第一号様式(その二)の注7を同様式の注6とし、同様式の添付図面1中「以上」を「超第一号様式(その二)の注7を同様式の注6とし、同様式の添付図面1中「以上」を「超り、関係式の添け図面1中「以上」を「超速」に改め、「天澤田写真」の次に
- その他行為の施行方法の表示に必要な図面

(カラー写画)」を加え、同様式の添付図面3を次のように改める。

- ※ 行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められるときは、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。
- 等」に改め、同注に次のように加える。め、注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、同様式の注4中「)論 けん」を「)論 第一号様式(その三)中「兄的 」に改 印」を「兄的 」
- (5) 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。
-) 所」に改め、同様式の添付図面2を次のように改める。 第一号様式(その三)の注4を同様式の注3とし、同様式の添付図面1中「以上」を「部
- 2 その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- ※ 行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められるときは、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。
- 「豆方メーテル」に改め、「テヤ」の次に「、サログラム盤」を加え、同注を同様式の注3め、注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、同様式の注4中「豆斑メーアル」を第一号様式(その四)中「異常 田」を「異常

		一」へ一を「蕪蕪」に攻め、司主に欠のように加える。
「進 ち	同様式の注8中「編た	盤)」を加え、同注を同様式の注5とし、同様式中注7を注6とし、
面積	一(樹種、本数、	とし、同様式中注5を注4とし、同様式の注6中

- 5 が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者
- のように改める。 付図面4中「以上」を「韶)」に、「図画」を「豪)。」に改め、同様式の添付図面5を次 「(カラー写画)」を加え、同様式の添付図面3中「以上」を「韶)」に改め、同様式の添 第一号様式(その四)の注8を同様式の注7とし、同様式の添付図面1中「以上」を「韶
- その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- 尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。 ないと認められるときは、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる締 行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示でき

第一号様式(その五)中「天化 印」を「氏名

の内容 水位又は水量の増減 を

の内容 水位又は水量の増減 関 連 广 益 9 敷 敗 に改め、注1を

削り、 ように加える。 し、同様式中注3を注2とし、同様式の注4中「浀ヴァへ」を「浀滞」に改め、 同様式の注2中「豆斑メーァル」を「豆ガメーァル」に改め、同注を同様式の注1と 同注に次の

- (4) が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者
- 一号様式(その五)の注4を同様式の注3とし、同様式の添付図面1中「以上」を「韶

- その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- * 尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。 ないと認められるときは、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮 行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示でき

第
一号様式
(その六)
中「氏名
印」や「氏名
に

	_	_	_
関連行為の概要	指定水域等への排出 方法	'	指定水域等への排出 方法
_	ız		- - を
	に改め、注		<u>.</u>

削り、 へ」を「禘夢」に改め、同注に次のように加える。 注2を注1とし、 注3から注5までを注2から注4までとし、同様式の注6中「倫
い <u>1</u>を

に、

- (4) 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者 が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。
-) 声」に改め、同様式の添付図面2中「以上」を「韶) に改め、「天然的写真」の次に 付図面4を次のように改める。 (カラー写画)」を加え、同様式の添付図面3中「以上」を「韶)」に改め、同様式の添 第一号様式(その六)の注6を同様式の注5とし、 同様式の添付図面1中 「以上」を「程
- その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- * 尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。 ないと認められるときは、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮 行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示でき

第一	
号様式	
(その七)	
中	
[氏名	

表

尘

9

区 谷

印」を「氏名

__ に、

を

		_		
	関連行為の概要	表示の内容		
に 改 め、 注 1 を				

削り、注2を注1とし、注3を注2とし、同注の次に次のように加える。

る。

- 3 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採(樹種、本数、面積等)、支障となる動植物の除去、敷地造成(面積、切土盛土量等)、残土量とその処理方法、工事用仮工作物の設置等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。
- 付図面3中「以上」を「離歴」に改め、同様式の添付図面4を次のように改める。「以上」を「離歴」に改め、「天漈的塡測」の次に「(カラー塡測)」を加え、同様式の添第一号様式(その七)の添付図面1中「以上」を「離歴」に改め、同様式の添付図面2中
- 4 その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- ※ 行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められるときは、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。
- 第一号様式(その八)中「凩化

町」を「氏名

」に改

- 「翆三の年月日」に改め、同注に次のように加える。め、注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、同様式の注4中「翆三倉分の日付」を
- (4) 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。
- 「(カラー蚵灣)」を加え、同様式の添付図面3中「以上」を「韶澤」に改め、同様式の添選」に改め、同様式の添付図面2中「以上」を「韶澤」に改め、「天溶田蚵灣」の次に第一号様式(その八)の注4を同様式の注3とし、同様式の添付図面1中「以上」を「韶
- 4 その他行為の施行方法の表示に必要な図面

付図面4を次のように改める。

※ 行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められるときは、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

6中「倉分は」を「倉分又は」に、「論ひょへ」を「論等」に改め、同注に次のように加えめ、注1を削り、注2を注1とし、注3から注5までを注2から注4までとし、同様式の注

- (4) 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。
- のように改める。 のように改める。 のように改め、同様式の添付図面2中「以上」を「強運」に改め、同様式の添付図面5を次所(カラー労運)」を加え、同様式の添付図面3中「以上」を「強運」に改め、「汚溶田知」」の次に第一号様式(その九)の注6を同様式の注5とし、同様式の添付図面1中「以上」を「強第一号様式(その九)の注6を同様式の注5とし、同様式の添付図面1中「以上」を「強
- その他行為の施行方法の表示に必要な図面

ŋ

- ※ 行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められるときは、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。
- およへ」を「無端」に改め、同注に次のように加える。め、注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、同様式の注5中「無め、注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、同様式の注5中「無め、注1を削り、注2を引き、注4を注3とし、同様式の注5中「無力」を「異常して、注4を注3とし、同様式の注5中では10分割に対する。
- (4) 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。
- のように改める。 「田澤」に、「図画」を「涿淵図」に改め、同様式の添付図面5を次付図面4中「以上」を「咄澤」に、「図画」を「涿淵図」に改め、同様式の添付図面5を次に、「(カラー河灣)」を加え、同様式の添付図面3中「以上」を「咄澤」に改め、「汨済田 河灣」の次に第一号様式(その十)の注5を同様式の注4とし、同様式の添付図面1中「以上」を「韶第一号様式(その十)の注5を同様式の注4とし、同様式の添付図面1中「以上」を「韶第一号様式(その十)の注5を同様式の注4とし、同様式の添付図面1中「以上」を「韶
- その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- ※ 行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められるときは、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

— 라 호 注 건 건 건 건 건 건 건 건 건 건 건 건 건 건 건 건 건 건		あの概要	連行為	迷
		方法	温	_ 阐
]
- を		方法	曲	—————————————————————————————————————
に、	中「氏名 印」や「氏名	号様式(その十一)中「圧必	号様式	第一

削り、 注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、同注の次に次のように加える。

- すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること 護地区)内で採取した木竹以外の植物を再度植栽・播種する場合、場所等の詳細を記入 物の除去等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入するとともに、特別地域(特別保 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採(樹種、本数、面積等)、支障となる動植
- る 第一号様式(その十一)の注5中「嶉ひょへ」を「嶉嵜」に改め、同注に次のように加え

中 第一号様式(その十一)の添付図面1中「ビ上」を「韶)」に改め、同様式の添付図面2 「以上」を「程度」に改め、「天然色写真」の次に「 (カラー写真) 」を加え、 が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当 同様式の

行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の1程度の平面図

添付図面3を次のように改める。

一号様式(その十一)の添付図面に次のように加える。

第

- その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- ないと認められるときは、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮 尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。 行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示でき

一号様式(その十二)中「凩兇

印」を「氏名

を具体的に記入するとともに」を、「こと」の次い「。なお、必要に応じてその詳細を添付 障木の伐採(樹種、本数、面積等)、支障となる動植物の除去等申請行為に伴う行為の内容 注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、同様式の注4中「いは」の次に「、以

> 図画 17 州州かの12」を加え、同注を同様式の注3とし、 「漁苺」に改め、同注に次のように加える。 同様式の注5中「海びょへ」を

- (5) 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、 が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。 申請者と担当者
- 第一号様式(その十二)の注5を同様式の注4とし、 同様式の添付図面1中 「以上」を
- その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- ないと認められるときは、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮 尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。 行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示でき

第一号様式(その十三)中	
「氏名	
印」を「氏名	
に、	

	_	\neg	_
関連	御		筲
行為	温		ឝ
9	力		方
規要	浜		法
U Z	i t	' L	- を
भें 1 रु			

削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、同様式の注5中「倫サトへ」を 「廯蒾」に改め、同注に次のように加える。

- (4) 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者 が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること
- 「(カラー写画)」を加え、同様式の添付図面3を次のように改める。 「離)」に改め、同様式の添付図面2中「冥上」を「離)」に改め、 第一号様式(その十三)の注5を同様式の注4とし、同様式の添付図面1中「以上」を 「天然色写真」の次に
- その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- * ないと認められるときは、 尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。 行為の規模が大きいため、 当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮 各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示でき
- 第一号様式(その十四)中「民化

印」を「氏名

に、

削り、 2 変 関 変 詳細を添付図面に表示すること。 物の除去、敷地造成 の設置等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその 連 注2を注1とし、 浬 浬 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採 仁 後 後 益 9 9 9 侚 侚 敷 敗 炌 炌 同注の次に次のように加える (面積、切土盛土量等)、残土量とその処理方法、工事用仮工作物 (樹種、 本数、面積等)、支障となる動植 に改め、 を 注1を 強州」に改め、 | 選 担 行 偽 り 幌 安 尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

第一号様式(その十四)の注3中「嶉ひょへ」を「嶉嵜」に改め、同注に次のように加え

当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者

様式の添付図面4を次のように改める。 中「以上」を「強)」に改め、「天然色写真」の次に「(カラー写真)」を加え、同様式の 添付図面3中「以上」を「離)」に、 第一号様式(その十四)の添付図面1中「ビ上」を「韶)」に改め、同様式の添付図面2 「平面図及び」を「立面図及び変更後の」に改め、同 る。

が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

その他行為の施行方法の表示に必要な図面

尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。 ないと認められるときは、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮 行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示でき

一号様式(その十五)中 「氏名

印」を「氏名

に改め、同注に次のように加える。 注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、 同様式の注4中「海 ひょく」を「海 」に改

が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者

第 一号様式(その十五)の注4を同様式の注3とし、同様式の添付図面1中「以上」を

> (カラー写画)」を加え、同様式の添付図面3を次のように改める。 同様式の添付図面2中「以上」を「強)に改め、 「天然色写真」の次に

その他行為の施行方法の表示に必要な図面

ないと認められるときは、 行為の規模が大きいため、 当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮 各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示でき

	_				
#	御		御	1	第
開油なみの調	選		凗	- 7 =	号様式 (その十六) 中 -
# 6	方		方		へ(その
Ħ Ħ	決		拼		7十六)
				ı	- 中
				- 2 2	大文
					コーを
				2	田一を一用外
				I	M
		_			
(, 2) &	こ 女 ろ		を		
				L	
注 [] **	i E			(に、

削り、 注2を注1とし、注3を注2とし、同注の次に次のように加える。

ယ 所等の詳細を記入すること。 「関連行為の概要」欄には、特別保護地区内で伐採した木竹を再度移植する場合、 藏

第一号様式(その十六)の注4中 「海

は

な

に

改

め

、

同

注

に

で

の

よ

う

に

加

え

(4) が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者

|中「以上」を「強)」に改め、「天洙的写真」の次に「(カラー写真)」を加え、同様式の 添付図面3中「以上」を「歯) に改め、同様式の添付図面4を次のように改める。 第一号様式(その十六)の添付図面1中「冥上」を「融)」に改め、同様式の添付図面2

その他行為の施行方法の表示に必要な図面

* ないと認められるときは、 尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。 行為の規模が大きいため、 当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮 各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示でき

第一号様式 (その十七) 中「田名

印」を「氏名

に、

九

大分県報号外

(規則

(
'	_	

※ 11なご死家が入っないと悶められる。	-		関連行為の概要
付図面4を次のように改める。	に改め、注1を		捕獲、殺傷、採取又は損傷の方法
「(カラー蚵画)」を加え、同一部屋」に改成して「			
「治・一こ女う、可様だりだ」第一号様式(その十九)の	-		は損傷の方法
が異なる場合は、担当記	を		獲、殺傷、採耳
(4) 当該申請に関する連絡			
える。	に、	() 中「氏名	第一号様式(その十八)
り、注2を注1とし、同様式の		尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。	尺の図面をも
	適切と認められる縮	ないと認められるときは、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮	ないと認めら
関連行為の概要	ては適切に表示でき	その他行為の施行方法の表示に必要な図面 行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示でき	3 その他行為※ 行為の規模
H		(カラー写画)」を加え、同様式の添付図面3を次のように改める。	「(カラー写真)」を詞
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	「天然色写真」の次に	同様式の添付図面2中「以上」を「韶凓」に改め、「	「離) 一に改め、同様式
	図面1中「冥上」を	第一号様式(その十七)の注4を同様式の注2とし、同様式の添付図面1中「以上」を	第一号様式(その十七
Ε		が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。	5
A 路 大 许	お、申請者と担当者	当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。 なお、	(4) 当該申請に関す
	i		ようこ川える。
第一号様式(その十九)中	第」に改め、同注に	注3を削り、同様式の注4中「ឝヴェヘ」を「ឝ帯」に改め、同注に	り、注2を注1とし、注
尺の図面をもって、			
ないと認められる。			関連行為の概要
※ 行為の規模が大	\(\frac{1}{2}\)		
2 その他行為の施行	に改め、注1を削		火後の収扱い
「 「			火入れ又はたき
第一号様式(その十八)の			
が異なる場合は、担当症			٦
(5) 当該申請に関する連続	_		
同注に次のように加える。	を		大谷の関格い
削り、注2を注1とし、注3を			アスセフィナメ

同注に次のように加える。削り、注2を注1とし、同様式の注4中「溡ぃょへ」を「溡軿」に改め、

- 5) 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者 が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。
- E」に改め、同様式の添付図面2を次のように改める。 号様式(その十八)の注4を同様式の注3とし、同様式の添付図面1中「以上」を
- その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- 行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められるときは、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をおって、これらの図面に禁さることができる。

号様式(その十九)中「午谷	イン区国でもじて、「4
名	人) 凶国でもとく、「47872凶国で何んらしつかくほら。
に、	

べる。
、注2を注1とし、同様式の注3中「満めょへ」を「満帯」に改め、同注に次のように加り、注2を注1とし、同様式の注3中「満めょへ」を「満帯」に改め、同注に次のように加り、

(4) 当該申請に関する連巻先(電話戦号又はメールアドレス)。 かお、申請者と出当者が異なる場合は、出当者の氏名、従輩、連巻先輩を記載すること。第一号様式(その十九)の注3を同様式の注2とし、同様式の添付図面1中「以上」を第一号様式(その十九)の注3を同様式の注2とし、同様式の添付図面1中「以上」を第一号様式(その十九)の注3を同様式の注2とし、同様式の添付図面1中「以上」を第一号様式(その十九)の注3を同様式の流行図面3中「以上」を「推廣」に改め、同様式の添行図面3中「以上」を「推廣」に改め、同様式の添行図面3中「以上」を「推廣」に改め、同様式の添行図面3中「以上」を「推廣」に改め、同様式の添行図面3中「以上」を「推廣」に改め、同様式の添行図面3中「以上」を「推廣」に改め、同様式の添行図面3中「以上」を「推廣」に改め、同様式の添行図面3中「以上」を「推廣」に改め、同様式の添行図画3中では対象の表記を「対象の表記を出るの表記を出ると出る。

- その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- ※ 行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められるときは、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

第二号様式(その一)中「⑮」を削る。

| に改め、同様式の添付図面2を次のように改める。| 第二号様式(その二)中「셸」及び注を削り、同様式の添付図面1中「以上」を「禑凓」

- 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)
- ※ 行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められるときは、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮

第二号様式(その三)中「靈」及び注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、同様一尺の図画やめられ、いれかの図画に噤べめいたがらぬめ。

(4) 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者 が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

「(カラー写画)」を加え、同様式の添付図面3中「以上」を「強渾」に改め、同様式の添)を、同様式の添け図面2中「以上」を「強)で、これ湾的写画」の次に第二号様式(その三)の注4を同様式の注3とし、同様式の添付図面1中「以上」を「強

4 その他行為の施行方法の表示に必要な図面

付図面4を次のように改める。

※ 行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められるときは、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

式の注4中「海ヴょへ」を「海帯」に改め、同注に次のように加える。第二号様式(その四)中「靈」及び注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、同様

(4) 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

3 その他行為の施行方法の表示に必要な図面

(カラー写画)」を加え、同様式の添付図面3を次のように改める。

※ 行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示でき

ないと認められるときは、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮 尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

第三号様式中「⑮」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

号様式までの規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。2 改正前の国定公園内における行為の許可等に関する規則第一号様式(その一)から第三

大分県契約事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

大分県知事

貞

大分県規則第二十七号

大分県契約事務規則の一部を改正する規則

| る。| 大分県契約事務規則(昭和三十九年大分県規則第二十二号)の一部を次のように改正す

第四条第二項及び第三項を削る。

第五十六条に次の一号を加える。

十九 ソフトウェアに係る使用許諾契約(ライセンス契約)

第五十七条第二項中「第十七号」を「第十九号」に改める

第二号様式(その一)を次のように改める。

第2号様式 削除

第二号様式(その二)を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

大分県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和四年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝

貞

| 大分県規則第二十八号

大分県会計規則の一部を改正する規則

第二十一条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項大分県会計規則(昭和四十九年大分県規則第十号)の一部を次のように改正する。

とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 の事故報告書を所属長に提出しなければならない。 物品を使用している職員がその物品を亡失し、又は損傷したときは、当該職員は、 前項

第四十条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、これにより難い場合は、別に定めるところにより、払い込むものとする。

第四十条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2

2 収した日の属する月の月末まで、これを保管しておくことができる。 前項の規定にかかわらず、同項の領収した現金の額が三万円に達していないときは、 領

る時期」に改める。 第五十二条第二項中「支払期日の五日前(日曜日等を除いて計算する。)」を「別に定め

第五十六条第五号を次のように改める。

五. 自動口座振替 (口座引落制度の利用による支払をいう。以下同じ。)の方法により支

第五十六条中第六号から第九号までを削り、第十号を第六号とする

払をする経費

第五十七条中第三十号を第三十一号とし、第二十九号の次に次の一号を加える

自動口座振替の方法により支払をする経費

する経費、電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費又は下水道法(昭和三 十三年法律第七十九号)第三条第一項の規定により公共下水道を管理する者に対して支払を 法により支払をするもののうち、電気、ガス若しくは水の供給を受ける契約に基づき支払を 第五十八条第一号中「第五十六条第六号から第八号までに掲げる」を「自動口座振替の方

第九十三条第二項中「七日以内」を「十五日以内」に改める。

する」に改める。

第百四十六条第二項中「、当該帳簿に使用職員の受領印を徴して」を削る。

第百四十七条第三項を削る。

第百四十八条に次の一項を加える。

6 大分県市町村会館において使用していた物品については、会計管理者に引き継ぐものとす 第二項の規定により棄却することとした物品のうち、県庁舎本館、新館及び別館並びに

第百五十四条第二項中「送付し」を「交付し、物品を引き渡したときは」に、 「物品借受

を「物品受領書」に改める

同条に次の一項を加える。 第百六十一条の表中「会計管理者、」及び「(本庁等の物品出納員を除く。)」を削り、

前項の帳簿(備品使用簿及び占有品出納簿を除く。)は、毎月の実績について、所属長

の供覧に付さなければならない

第百六十七条中 第百六十一条の二第一項中「第百四十七条第三項に規定する物品引継調書及び物品引 同条第四項中「第百四十七条第三項に規定する物品引継書及び」を削る。 「かい」を「第十条第二項」に改め、 同条に次の一項を加える。

ならない。 物品管理者は、 前項の物品出納計算書と物品の現物に相違がないことを確認しなければ

書兼支出命令書により処理するものを除く。)」に改める。 表の二の部の十の項から十三の項までの規定中「請書(案)」を削り、 び十六の項中「請書(案)」を削り、同部の二十一の項中「要」を「要 「仮契約締結済」を「仮契約締結済み」に改め、「請書(案)」を削り、同部の十五の項及 別表第五の一の部の公有財産購入費の項及び備品購入費の項中「請書 (支出負担行為決議 同部の十四の項中 (案)」を削り、同

第九号様式(その一)中「神咒強行」を削る。

第百九号様式を次のように改める。

第109号様式 削除

第百九号様式の二を削る。

4)」を削り、 第百二十三号様式中「第123号様式」を「第123号様式(第154条関係)」に、「物品借受 「うべ」を「上、」に、 \neg 「借り受けます」を「母盤します」に改める。

則

(施行期日)

1 この規則は、 令和四年四月一日から施行する。

2 補正をして使用することができる 改正前の大分県会計規則第九号様式(その一)の規定による用紙は、 当分の間、 所要の